出題趣旨・採点基準（民法） 配点 100 点

第１問は、判断能力が低下した者が詐欺により不動産を売却した後、買主が目的不動産を第三者に売却した場合において、その目的不動産の返還・移転登記の抹消が請求されたケース（問１は第三者への売却が返還・移転登記の抹消請求の前、問２はその後に行われた場合）を題材として、意思表示の取消しないし無効と第三者との関係及び物権変動の対抗等に関する基本的な理解を問うものである。具体的には、取消原因・無効原因としてどのようなものが考えられるかということを前提として、それぞれにおいて第三者保護規定の存否及びその射程と要件・効果、物権変動の対抗を定めた規定の適用の有無及びその射程と要件・効果、その他の第三者の信頼保護法理が適用される可能性等についての理解が問われている。

第２問は、適法な転貸借の事例に即して、債務不履行による損害賠償に関して基本的な理解を展開する能力を問うものである。Ａに対する請求との関連では、賃借物返還債務の履行不能による損害賠償請求権につき、転借人の行為の位置づけにも留意しつつ民法４１５条１項の各要件を検討することを求め、また、Ｂに対する請求との関連では、民法６１３条に基づく損害賠償請求についての検討を求めている。それぞれの請求における賠償額に関しては、目的物の市場価格が変動している場合の算定基準時を問題としており、民法４１６条との関係をも意識した考察が求められる。

これによって、基本的な法律科目に関する基礎的学識を習得し、法的な思考・判断力、理解・分析力及び表現力を備えているかどうかを判定した。